

取締役職務執行確認書 2025 年（第 18 回改訂）版：新旧対照表

2025 年 1 月

[改訂共通事項]

- ① 文脈を整えるためや単なる誤字の修正、番号・記号等の表記の統一等については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ② [関連法令]については、並び順を[会社法及び関連法令→金融商品取引法及び関連法令→その他、同じ法令は条文の若い順]としています。また、表記の仕方の統一、改訂年月の変更等を実施しています。さらに、法令以外のものが記述されている場合は表題を[関連法令等]としました。これらについても新旧対照表への記載を省略している場合があります。

<注意事項> p. 1

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
	<新設>	①本確認書の「監査役等」は、監査役及び監査等委員会設置会社における取締役監査等委員をいい、また「監査役(会)等」は、監査役(会)及び監査等委員会をいいます。([確認事項]を除く)	本確認書は監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。
	<新設>	※これに伴い 2024 年版の①～④を②～⑤とする。 ⑥確認事項について、PC 上の WORD の操作で、チェックボックス (□) をクリックするとチェックマーク (✓) が付くようになっています。	新しい機能を追加。

1. 善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認 p. 1～2

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
説明	④ (会計) 監査人又は監査役から法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす(おそれのある場合を含む)事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。	④ (会計) 監査人又は監査役等から法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす(おそれのある場合を含む)事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。	監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。

<p>関連法令</p>	<p>○会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定の義務付け</p> <p>○会社法 382 条 [取締役への報告義務] 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、～</p> <p>○会社法 397 条 [監査役に対する報告] 1 項 会計監査人は、(中略)遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。</p> <p>○金融商品取引法 193 条の 3 [法令違反等事実発見への対応] 会計監査人が発見した法令違反等事実の監査役等への通知義務</p>	<p>○会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の決定方針の決定の義務付け</p> <p>○会社法 382 条、同 399 条の 4 [取締役への報告義務] 監査役等は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、～</p> <p>○会社法 397 条 [監査役(会)等に対する報告] 1 項、3 項及び 4 項 会計監査人は、(中略)遅滞なく、これを監査役(会)等に報告しなければならない。</p> <p>○金融商品取引法 193 条の 3 [法令違反等事実発見への対応] 会計監査人が発見した法令違反等事実の監査役等への通知義務(通知先は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条参照)</p>	<p>監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。</p> <p>金商法では通知先は「特定発行者」で、「内閣府令で定めるところにより」となっているため、内閣府令条文を追記。</p>
-------------	---	---	---

2. 取締役会の運営、代表取締役等に対する監督責任及び経営判断原則についての確認 p. 2～4

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
<p>説明</p>	<p>⑤上場会社の取締役会は、以下のコーポレートガバナンス・コード【基本原則 2】を踏まえて、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。</p>	<p>⑤上場会社の取締役会は、以下に参照するコーポレートガバナンス・コード【基本原則 2、3、4】を踏まえて、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応及びその開示を一層進めていくことが重要である。</p>	<p>サステナビリティ関連事項の開示も重要な課題となっていることから追記。また、参照するコードも追加。</p>
<p>関連法令等</p>	<p>○日本監査役協会「監査役監査基準」24 条 [取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査] <新設></p> <p>○コーポレートガバナンス・コード(東京証券取引所有価証券上場規程別添) 第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【基本原則 2】 【原則 2-3】 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題 第 4 章 取締役会等の責務【基本原則 4】</p>	<p>○日本監査役協会「監査役監査基準」24 条、「監査等委員会監査等基準」24 条 [取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]</p> <p>○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(2023 年 1 月 31 日)</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード(東京証券取引所有価証券上場規程別添) 第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【基本原則 2】 【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 補充原則 2-3① 【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 補充原則 2-4① 第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保【基本原則 3】 【原則 3-1. 情報開示の充実】 補充原則 3-1③</p>	<p>監査等委員会設置会社も対象であることを明確に化。</p> <p>説明⑤の追記に対応して新たに記載。</p> <p>サステナビリティ関連事項に関する C G コードを追記。</p>

		第4章 取締役会等の責務【基本原則4】 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】 補充原則4-2 ②	
--	--	--	--

3. 監査役(会)等への報告義務についての確認 p. 4

	2024年版	2025年版	理由・根拠
表題	監査役への報告義務についての確認	監査役(会)等への報告義務についての確認	監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。
説明	①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役(会)又は監査等委員会にこれを報告する義務がある。 ②各取締役は、上記の事実について他の取締役(社長を含む)へ報告する際には、上記のとおり監査役(会)又は監査等委員会への報告が必要である。	①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役(会)等にこれを報告する義務がある。 ②各取締役は、上記の事実について他の取締役(社長を含む)へ報告する際には、上記のとおり監査役(会)等への報告が必要である。	注意事項①の記載を追加したことによる変更。
関連法令	○会社法381条[監査役の特権]2項、3項 監査役は、いつでも取締役・使用人等に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができ、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	○会社法381条[監査役の特権]2項、3項、同399条の3[監査等委員会による調査]1項、2項 監査役・監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも取締役・使用人等に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができ、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認 p. 5~7

	2024年版	2025年版	理由・根拠
説明	③一度構築するだけでなく、その後もリスクとの関係等で有効かを定期的に見直し、また社内規則を整備することも重要である。 ⑦内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。取締役は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違	③一度構築するだけでなく、その後もリスクとの関係等で有効かを定期的に見直し、また社内規則を整備することも重要である。例えば、企業活動の多くをデジタル環境に依存する現在、会社法の求める内部統制システムの構築や必要な体制の整備等において、サイバーセキュリティに関するリスクを考慮すべき、との指摘もなされている。 ⑦内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。事業者(取締役)は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念するこ	経営のリスクの例示として、脅威が高まっているサイバーセキュリティと会社法の内部統制関係を記載した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の記載を引用。 法令上は取締役でなく、事業者となっているため。

	<p>法又は不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、適切な体制整備を行うべきである。</p> <p>⑨業務執行取締役が行うべき事項は以下のとおりである。 ハ) 監査役監査の実効性確保</p>	<p>となく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、法令に基づき適切な体制整備を行う必要がある。また、取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。</p> <p>⑧業務執行取締役が行うべき事項は以下のとおりである。 ハ) 監査の実効性確保</p>	<p>公益通報者保護法、CGコード補充原則 4-3④の主旨を踏まえた追記。</p> <p>監査役監査のみではないために、単純に「監査の実効性確保」とする。</p>
<p>関連法令等</p>	<p>○会社法 348 条 [業務の執行] 3 項 4 号、4 項、同 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 6 号、5 項、同 363 条及び会社法施行規則 100 条 [業務の適正を確保するための体制] 1 項、3 項</p> <p>【監査役監査の実効性確保体制】</p> <p>①監査役スタッフに関する事項（監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合）</p> <p>⑥監査役等の職務の執行について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 4 [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 6 [賠償責任に関する規定の準用]</p>	<p>○会社法 348 条 [業務の執行] 3 項 4 号、4 項及び同施行規則 98 条[業務の適正を確保するための体制]1 項、4 項、会社法 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 6 号、5 項及び同施行規則 100 条 [業務の適正を確保するための体制] 1 項、3 項、会社法 399 条の 13[監査等委員会設置会社の取締役会の権限]1 項 1 号ロ、ハ及び同施行規則 110 条の 4[業務の適正を確保するための体制]</p> <p>【監査の実効性確保体制】</p> <p>① 監査役・監査等委員会のスタッフに関する事項（監査役（会）設置会社においては、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合） （以下、「監査役」を「監査役・監査等委員会」に変更）</p> <p>⑥監査役等の職務の執行について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 4 [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]（内部統制報告書の提出義務）</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 6 [賠償責任に関する規定の準用]、同 197 条の 2 6 号及び同 207 条 2 号 [罰則]</p>	<p>関連する会社法施行規則を追記。</p> <p>監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。</p> <p>説明⑨ ハ) と合わせる。監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。また、監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合についての要件が規定されていないため、() 内を削除。</p> <p>⑥だけは対象が監査等委員（委員会ではない）であるために監査役等とする。</p> <p>条文のタイトルだけではわかりにくいので、内容を追記。</p> <p>金商法 24 条の 4 の 6 だけでは罰則規定がカバーされないため、罰則が規定されている条文を追加。</p>

	<新設>	○経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」(2023年3月24日)	説明③の追記に関連したガイドラインを追加。
--	------	--	-----------------------

5. **競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認** p.7~8

	2024年版	2025年版	理由・根拠
説明	②利益相反取引 ニ) 監査等委員会設置会社の取締役は、利益相反取引について取締役会の承認及び監査等委員会の承認を受けた場合は、推定規定が適用されないで、責任を追及するものが、取締役に責任がある事の立証責任を負う。	②利益相反取引 ニ) 監査等委員会設置会社の取締役は、 取締役会の承認を得た利益相反取引について監査等委員会の承認を受けていた場合は、利益相反取引により会社に損害が生じても任務懈怠を推定する規定が適用されないで、責任を追及するものが、取締役に責任がある事の立証責任を負う。	利益相反取引について取締役会承認とともに監査等委員会承認を得た場合には、任務懈怠の推定規定が適用されないことを明記。
確認事項	(競業取引又は利益相反取引についての確認) <新設> (他社又は団体の役員兼務についての確認) <新設>	(競業取引又は利益相反取引についての確認) <input type="checkbox"/> 【監査等委員会設置会社の場合】 私は、前項にて確認した、会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことについて、監査等委員会の承認を得ている (他社又は団体の役員兼務についての確認) <input type="checkbox"/> 【監査等委員会設置会社の場合】 私は、前項にて確認した、利益相反取引を行ったことについて、監査等委員会の承認を得ている	監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。

7. **不適正な会計処理(粉飾決算)・計算書類等の虚偽記載についての確認** p.9~10

	2024年版	2025年版	理由・根拠
関連法令等	<新設>	○金融商品取引法 197条の2 6号及び同 207条1項2号 [罰則] 有価証券報告書の添付書類(計算書類及び事業報告)、半期報告書、臨時報告書等の虚偽記載罪 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、5億円以下の罰金	説明④において「計算書類の個別注記表」「事業報告」への記載義務について記載されていることから、これらに虚偽記載を行った場合の罰則条文を新たに記載。

8. **インサイダー取引・適時開示についての確認** p. 11~12

	2024年版	2025年版	理由・根拠
関連法令等	<p>○金融商品取引法 166 条 [会社関係者の禁止行為]1 項 次の各号に掲げる者（会社関係者*1）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実*2を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け等をしてはならない。</p> <p>*1 会社関係者：①役員・従業員（アルバイト・派遣社員も含む） ②議決権 3%以上の株主等 ③契約締結者（取引先等で交渉中の者を含む）及びその役員・従業員 ④子会社の役員・従業員等。</p> <p>○金融商品取引法 167 条の 2 [未公表の重要事実の伝達等の禁止] 1 項 166 条 1 項に規定する会社関係者等に対する規制 2 項 167 条 1 項に規定する公開買付者等関係者に対する規制</p>	<p>○金融商品取引法 166 条 [会社関係者の禁止行為]1 項 次の各号に掲げる者（会社関係者*1）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実*2を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け等をしてはならない。</p> <p>*1 会社関係者及び重要事実の知覚方法：①役員・従業員等（アルバイト・パートタイマー・派遣社員も含む。以下同じ。）が、その職務に関し知ったとき ②会計帳簿閲覧権者（議決権 3%以上の株主等）及びその役員・従業員等が、会計帳簿閲覧権の行使に関し知ったとき ③契約締結者（取引先等で交渉中の者を含む）及びその役員・従業員等が、当該契約の締結もしくはその交渉または履行に関し知ったとき ④子会社の役員・従業員等が、その職務に関し知ったとき。</p> <p>○金融商品取引法 167 条の 2 [未公表の重要事実の伝達等の禁止] 1 項 166 条 1 項に規定する会社関係者等による情報伝達行為および取引推奨行為を禁止する規制 2 項 167 条 1 項に規定する公開買付者等関係者による情報伝達行為および取引推奨行為を禁止する規制</p>	<p>金商法 166 条 1 項各号では、「会社関係者」該当者の定義に続けて、それぞれ知覚方法を規定していることから、その内容を追記。</p> <p>金商法 167 条の 2 が説明③の根拠規定であることを明確化。</p>
確認事項	<新設>	<p><input type="checkbox"/> 私は、法令に違反する情報伝達行為及び取引推奨行為は行わなかった</p>	<p>説明③で、株式取引だけでなく他人への情報伝達行為や取引推奨行為もインサイダー取引規制違反となることが記載されていることを踏まえ、確認事項を追加。</p>

9. 自己株式及び配当等についての確認 p. 12~13

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
関連法令等	<p>○会社法 135 条 [親会社株式の取得の禁止] 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○会社法 135 条 1 項 [親会社株式の取得の禁止] 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。</p> <p>2 項 子会社が親会社の株式を取得することが認められる適用除外項目が規定されている。</p> <p>○会社法 163 条 [子会社からの株式の取得] 子会社から自己株式を取得する場合は株主総会（取締役会設置会社は取締役会）決議が必要</p> <p>○東京証券取引所 有価証券上場規程 441 条の 2 [支配株主との重要な取引等に係る遵守事項] 支配株主等を有する上場会社が支配株主等から自己株式を取得する場合、少数株主保護を目的に当該支配株主等との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行った上で適時開示を行う。</p>	<p>禁止規定の記載のみでは不十分で、適用除外項目があることを追記。</p> <p>子会社からの株式取得の条文があることから追記。</p> <p>自己株式取得において少数株主保護の観点で重要な規程であることから追記。</p>

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認 p. 13~14

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
説明	<p>②第三者による割当増資について</p> <p>さらに、公開会社が支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行を行う場合、議決権の 10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認が必要であることに留意する必要がある。</p>	<p>②第三者割当による増資について</p> <p>さらに、公開会社が有利発行に該当する場合は株主総会による特別決議による承認、支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行を行う場合で議決権の 10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認、が必要であることに留意する必要がある。</p>	<p>株主総会の特別決議が必要な場合について追記。</p>

1 2. **企業不祥事発生時の対応についての確認** p. 15～16

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
説明	③第三者委員会とは、企業不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを果たせるような事態を招かないように留意する必要がある。	③第三者委員会とは、企業不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを果たせるような事態を招かないように留意する必要がある。 なお、当該不祥事に明白な利害関係があると認められる者を除き監査役等が委員に就任する場合もある。	監査役監査基準 28 条、監査等委員会監査等基準 30 条の記載事項を追記。
関連法令等	○日本監査役協会「監査役監査基準」28 条 [企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]	○日本監査役協会「監査役監査基準」28 条、「 監査等委員会監査等基準 」30 条 [企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]	監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。

1 6. **社外取締役への追加確認事項** p. 18～20

	2024 年版	2025 年版	理由・根拠
説明	①社外取締役の権限、義務、責任は、会社法上他の取締役と同様であり、それらの権限・義務等を適切に果たすことは当然である。例えば、代表取締役等の違法行為等に気づいた場合、監査役（会）へ報告するとともに取締役会で意見表明することが求められる。	①社外取締役の権限、義務、責任の 各事項 は、会社法上 一般 の取締役と 区別なく定められており 、それらの権限・義務等を適切に果たすことは当然である。例えば、代表取締役等の違法行為等に気づいた場合、監査役（会）等へ報告するとともに取締役会で意見表明することが求められる。 これらの職務と責任の遂行にあたり社外取締役に求められる善管注意義務の『程度』や他の取締役に対する監視義務の『水準』は、一般の取締役と異なるものではない。ただし、社外者であること、業務遂行に関与しない立場であることが考慮される。	日本弁護士連合会「社外取締役ガイドライン」が改訂されたことに伴い、その内容の中で参考になることを元に記載内容を充実化。併せて、監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。
	②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行取締役として主に取締役会の場を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との	②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行取締役として主に取締役会の場を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との	

	<p>間の利益相反の監督などの役割を担うものである。</p> <p>③社外取締役が経営や経営者の監督を行うためには、その会社の状況を把握し、必要な情報を随時入手、また必要に応じ会社に情報提供を求めることが重要であり、他の取締役や監査役会・(社外) 監査役などとの連携が欠かせない。</p>	<p>の間の利益相反の監督などの役割を担うものである。特に専門的能力を買われて取締役に選任された者については、その専門分野については取締役として期待される注意義務の水準が高くなるという考え方もあるので、その意味において責任が重くなる可能性があることに留意する。</p> <p>③社外取締役が経営や経営者の監督を行うためには、その会社の状況を把握し、必要な情報を随時入手、また必要に応じ会社に情報提供を求めることが重要であり、他の取締役や監査役(会)等との連携が欠かせない。</p>	
<p>関連法令等</p>	<p>○会社法 327 条の 2 [社外取締役の設置義務]</p> <p><新設></p> <p>○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則 124 条 (社外役員を設けた株式会社の特則)</p> <p><新設></p> <p>○日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」(2019 年 3 月 14 日改訂)</p> <p>第 3 2 (内部統制部門、監査役(会)・会計監査人等との連携の留意事項)</p> <p>(3) 監査役(会) と社外取締役の役割分担を踏まえた連携について</p> <p>監査役(会) は、常勤監査役を有し、会社法上様々な調査権能等を与えられており、またスタッフも充実している会社が少なくない。このため社外取締役よりも情報入手が容易な環境であることが多いので、取締役会の場合以外でも、監査役(会) と随時情報交換を行うことは有用である。</p>	<p>○会社法 327 条の 2 [社外取締役の設置義務] 監査役会設置会社で公開会社かつ大会社</p> <p>○会社法 331 条 [取締役の資格等]6 項 監査等委員である取締役は 3 人以上で、過半数は社外取締役</p> <p>○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則 124 条 [社外役員等に関する特則]</p> <p>○金融庁・経済産業省・東京証券取引所「社外取締役のことはじめ」(2024 年 1 月 25 日)</p> <p>「取締役会の役割・責務」や「社外取締役として自身に期待されている役割・機能」等の基本的な内容を整理するとともに、それに関連するコーポレートガバナンス・コードの原則や各種ガイドラインの該当箇所等も記載</p> <p>○日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」(2023 年 12 月 14 日改訂)</p> <p>第 1 3 専門性について</p> <p>(3) 専門性と社外取締役の責任</p> <p>第 8 2 社外取締役の責任</p> <p>(1) 善管注意義務の水準</p>	<p>監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。</p> <p>条文の題名を正しく修正。</p> <p>新たに発行された文書(リーフレット)を追記。</p> <p>改訂された内容を元に説明①、②に追記したことに伴い、記載事項を見直した。</p>

<p>確認事項</p>	<p>□ 私は、取締役会の付議事項等について、自らの知見に基づき、会社の価値向上に資するかどうか、また株主の共通の利益に反していないかチェックし、必要に応じてこの観点から発言している</p> <p>□ 私は、他の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情がある場合、監査役(会)への報告や取締役会での意見表明等適切な措置をとっている</p> <p>□ 私は、情報を共有するため、随時監査役(会)と意見交換を行っている</p>	<p>□ 私は、取締役会の付議事項等について、自らの知見・専門性に基づき、会社の価値向上に資するかどうか、また株主の共通の利益に反していないかチェックし、必要に応じてこの観点から発言している</p> <p>□ 私は、他の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情がある場合、監査役(会)・監査等委員会への報告や取締役会での意見表明等適切な措置をとっている</p> <p>□ 私は、情報を共有するため、監査役(会)・監査等委員会と意見交換を行っている</p>	<p>説明②に「専門性」を詳述したので、確認事項に専門性を追加。</p> <p>監査等委員会設置会社も対象であることを明確化。</p>
-------------	--	---	---